

陳情第62号 男女共同参画センターのフィットネスルームについて

1 第1回利用者説明会 説明内容 (R3.11.24)

- (1) フィットネスルームのトレーニング機器を撤去
- (2) インストラクターの常時配置を廃止
- (3) 個人の共用利用時間、団体利用(貸室)の利用日数・時間を変更
- (4) 個人の共用利用時間の日数・時間や個人利用の方のためのサービスは、アンケートの結果や予算(コスト)、団体利用などを踏まえて検討
- (5) 現在の利用環境を前提とした料金となっているため、引き下げる方向で検討

2. アンケート等の状況

(1) 利用者アンケート

○主な項目での最も多い回答

利用者年齢：70代(43%) 住所：小倉北区(78%)

利用頻度：週2回(47%)

利用曜日：金(29%)、水(28%)、月(26%)

これまでの利用：主に機器利用(54%)、主にストレッチ(46%)

今後の希望講座：ストレッチ(45%)、体操(26%)

○主な意見

- ・現行の利用方法の存続を希望(トレーニング機器の存続を希望)
- ・ストレッチの講習だけでも残してほしい

(2) 市長への要請書、市議会への陳情書 (R3.11.30)

- ・トレーニング機器を使用する個人の共用利用を継続してほしい
- ・個人の共用利用時間の縮小はやめ、従来と同じ時間の継続をしてほしい

3. R4年度 利用形態 再検討案

- 利用可能なトレーニング機器を継続活用しつつ、市民活動拠点施設として新たな団体利用や新規利用者を拡大
- 自主事業の実施など団体利用枠を拡大する一方、午前中を中心に個人利用の枠を確保し、共用時間に説明会・アンケートで希望のあったストレッチなどの指導が可能なインストラクターを配置
- 個人利用、団体利用双方で全体の利用者拡大を図るとともにコスト縮減を図る

- (1) トレーニング機器
利用できるものは活用
なお、原則として故障・不具合時は更新しない（順次撤去）
現状 9種類19台 ⇒ R4 8種類17台
(R4年度はストレッチマシン、腹筋台 1台を撤去)
- (2) 個人の共用利用時間を設定し、インストラクターを配置
週4回（日・月・水・金曜の午前中（2コマ×4日）、水曜の夜間）
計 10コマ/週
- (3) 個人の共用利用時間の日数・時間は、アンケートや利用実績から設定
※曜日やコマの設定は、総枠の範囲内で可能な限り利用者の希望に沿う
※個人利用時は、機器の利用が可能で、インストラクターを配置するため、
基本的に現在の活用法と同じ
- (4) 団体利用（貸室）の利用日数・時間を変更し、新規の利用者を拡大
 - ・指定管理者（（公財）アジア女性交流・研究フォーラム）による自主事業（ヨガ・ピラティスなど利用者ニーズに応じた講座・プログラム）
 - ・NPO法人等他団体による講座実施、他局所管の講座・プログラムのムーブでの開催
 - ・個人利用者等へのクラブ結成の案内
 - ・ダンスサークル・体操クラブなど既存クラブ、障害者スポーツ等の競技団体への利用案内
など、新たな市民利用者拡大策を検討
- (5) 使用料は現在の利用環境と変わらないため、同額（450円 回数券3,600円）のまま
- (6) 個人の共用利用時間、団体貸室時間の設定等は、利用状況などをふまえて毎年度、見直しを行う

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在、1コマを10名に人数制限しているが、感染状況を見極めながら利用者数の拡大を検討。

4 第2回利用者説明会（R3.12.27）

上記、再検討案を説明

5 今後のスケジュール

令和4年3月下旬 フィットネスルーム整備のため休室

令和4年4月1日 個人の共用利用時間変更